

～障害福祉で利用できる各種制度～

※下記に記載されている対象者要件以外にも、障害名や障害程度、所得制限、世帯状況等の要件等があります。また、事前に申請した場合のみ助成・給付対象になるものがございますので、ご利用の前には必ずお問い合わせください。

医療費の軽減	<p>●重度心身障害者医療費助成 【お問い合わせ】 生きがい推進課 917-5341 身体障害者手帳の障害程度が1級・2級もしくは療育手帳等級がA1・A2の方で、所得要件に該当する方の医療費(医療保険の適用範囲内)を助成します。 <助成の範囲> 医療費(医療保険の適用範囲内)の全額、入院時の食事療養費の半額</p>
	<p>●更生医療・育成医療 【お問い合わせ】 生きがい推進課 917-5341 手術や透析・免疫療法等で日常生活能力を回復・獲得するための医療について、医療費の負担が軽減されます。<自己負担額> 原則として1割負担</p>
	<p>●精神通院医療費助成 【お問い合わせ】 生きがい推進課 917-5341 精神疾患により、通院による精神医療を続ける必要がある方の医療費を助成します。児童の発達障害等による通院も対象です。 <自己負担> 原則として1割負担。ただし、沖縄県では、「沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度」が適用され、現在自己負担は生じません。(H29.4.1 現在)</p>
	<p>●後期高齢者医療制度へ早期移行 【お問い合わせ】 国保年金課 917-5327 65～74歳の方で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度へ早期に移行することができます。</p>
	<p>●難病・小児慢性特定疾病医療費助成制度 【お問い合わせ】 南部保健所 889-6945 対象となる疾病の治療を受けるとき、医療費の負担が軽減されます。</p>
給付／助成	<p>●補装具の給付 【お問い合わせ】 生きがい推進課 917-5341 「補装具」とは、障害により失われた身体の各部分や機能を補うために、日常生活等をしやすくするためのもので、<u>購入前の事前申請により</u>必要性が認められると、補装具の購入または修理費の助成が受けられます。 <主な補装具> 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、歩行器、補聴器、眼鏡、義眼、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置等 <自己負担> 市町村民税の課税世帯のみ、「基準額の1割」及び「基準額超過額」</p>
	<p>●軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成 【お問い合わせ】 生きがい推進課 917-5341 身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入・修理に要する経費の一部を助成します。<u>購入前の事前申請により</u>必要性が認められると、補聴器購入費または修理費の助成が受けられます。 <自己負担> 市町村民税の課税世帯のみ、「基準額の3分の1」及び「基準額超過額」</p>
	<p>●日常生活用具の給付 【お問い合わせ】 生きがい推進課 917-5341 「日常生活用具」とは、在宅の身体障害者・児や知的障害者・児、難病患者に対し日常生活の便宜をはかるために交付される下記の用具であり、<u>購入前の事前申請により</u>必要性が認められると、購入費の助成が受けられます。 <主な日常生活用具> 介護ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、各種入浴補助用品、温水洗浄便座、簡易トイレ、便座、つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、パルスオキシメータ</p>

	<p>一、視覚障害者用体温計・体重計・血圧計、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用品・点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、(視覚障害者用)ポータブルレコーダー・活字文書読み上げ装置・拡大読書器・時計、FAX、アイドラゴン、人工喉頭、点字図書、蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ、収尿器等 <自己負担> 原則として「基準額の1割」及び「基準額超過額」</p> <p>●自動車運転免許取得費／自動車改造・購入費助成 【お問い合わせ】 生きがい推進課 障害のある方の免許取得費用や、本人または介護者が運転する障害者用車両の購入・改造費の一部を助成します。※事前申請に限ります。 <対象者> ◎自動車運転免許取得費助成 (身体障害者手帳 1・2級) ◎本人運転用自動車改造・購入費助成 (上肢機能障害 1～3級／下肢機能障害 1～4級／体幹機能障害 1～3級) ◎介護用自動車改造・購入費助成 (下肢または移動機能障害 1級から2級／体幹機能障害 1級から3級／車椅子を使用しなければ外出困難と認められた障害者手帳所持者) <助成額> 対象となる費用の3分の2以内 (限度額:10万円)</p> <p>●各種サービス給付 【お問い合わせ】 生きがい推進課 917-5341 利用者自らがサービスを選択し、契約により様々なサービスを利用することができます。 <主なサービス>ホームヘルパーの派遣／外出・行動時の支援／日中における交流や活動の場の提供／短期間の施設への入所／施設への入所／グループホームへの入所／医療が必要な方の看護や介護／身体機能や生活能力向上のための訓練／就労に向けた訓練や一般就労へ向けた支援 児童の発達支援／児童の放課後等デイサービス／保育所等への訪問支援 <自己負担> サービスにかかる費用の原則1割</p> <p>●高額障害福祉サービス等給付 【お問い合わせ】 生きがい推進課 917-5341 障害福祉サービス、補装具、介護保険の複数利用等で、一ヶ月あたりの世帯の利用者負担額の合計が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。 ※申請の際には、各制度で利用したサービスの領収書等を提出が必要です。</p>
年金	<p>●障害年金 【お問い合わせ】 国保年金課 917-5327 病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることのできる年金です。</p>
手当	<p>●特別障害者手当／障害児福祉手当 【お問い合わせ】 生きがい推進課 917-5341 在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害児または障害者で一定の要件に該当する方に手当が支給されます。 <支給額> 障害者 26,810円／月 障害児 14,580円／月 (H29.4.1現在)</p> <p>●児童扶養手当 【お問い合わせ】 児童家庭課 917-5343 18歳までの児童を扶養する(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)父母のいずれかに障害があり、一定の要件に該当する方に手当が支給されます。</p> <p>●特別児童扶養手当 【お問い合わせ】 児童家庭課 917-5343 心身に障害のある20歳未満の児童を養育している方に対して手当が支給されます。</p>
税金の減免	<p>●相続税 【お問い合わせ】 那覇税務署 867-3101 相続人が85歳未満の障害者の場合に、一定額が相続税額から控除されます。</p> <p>●所得税・住民税 【お問い合わせ】 税務課 917-5328 納税者に障害がある場合や扶養親族(配偶者を含む)に障害のある人がいる場合は、所得金額から一定額が控除されます。</p>

	<p>●自動車税・自動車取得税 障害のある方が所有する自動車や、障害のある方のために使用される(通学・通所・通院等)自動車 で、一定の要件を満たす場合に自動車税・自動車取得税の全額が減免されます。 <手帳要件> 身体:障害種類別に異なる/療育:A1・A2/精神:1級 【お問い合わせ】 軽自動車税: 南城市税務課 098-917-5328 自動車税・自動車取得税: 沖縄県自動車税事務所 098-879-1627</p> <p>●贈与税 【お問い合わせ】 那覇税務署 867-3101 特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者と する財産の信託があったとき、贈与税の控除が受けられる場合があります。</p> <p>●個人事業税 【お問い合わせ】 沖縄県総務部税務課 866-2101 両眼の視力が0.06以下の方で、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の事業を行っている方は 事業税が非課税になります。</p> <p>●小額貯蓄非課税制度(マル優) 【お問い合わせ】 各金融機関 預貯金等の利子が元金350万円を限度として非課税となります。</p>
そ の 他 減 免 / 割 引 等	<p>●施設使用料等の割引 【お問い合わせ】 各施設 手帳を提示することで、公共施設や映画館・観光施設等で割引を受けることができます。</p> <p>●公共交通機関の割引 【お問い合わせ】 各自業者 公共交通機関利用時やチケットの購入時等に、障害者手帳を提示することで割引を受けることが できます。手帳の種類や各事業者の取り決めによって、割引が適用されない場合がありますので、利用の 際は事前にお問合せください。 バス:50%/ゆいれーる:50%/タクシー:10%/JR・鉄道:50%/船・フェリー:50%/飛行機:会社別</p> <p>●NHK受信料の減免 【お問い合わせ】 生きがい推進課 917-5341 障害のある方を対象に全額免除と半額免除の2種類の免除制度があります。 [全額免除] 世帯全員が住民税非課税 [半額免除] 障害のある方が世帯主かつ重度の心身障害者(身体:1・2級 /療育:A1・A2 /精神:1 級)または視覚、聴覚障害者</p> <p>●有料道路の割引 【お問い合わせ】 生きがい推進課 917-5341 日常生活(通勤・通学・通院等)において、有料道路を利用する場合に、事前に登録することで料金 が半額になります。 ※精神保健福祉手帳は対象外です。</p> <p>●携帯電話料金の割引 【お問い合わせ】 各携帯電話会社 基本使用料や各種サービスの割引が受けられます。</p> <p>●保育料の減免 【お問い合わせ】 児童家庭課 917-5343 世帯に障害がある方がいる場合、保育料の減免が受けられます。</p>
優 遇	<p>●公営住宅への優先入居 【お問い合わせ】 沖縄県住宅供給公社 917-2206 県営住宅に申し込んだ際、一般より当選率が優遇されます。</p> <p>●駐車禁止除外標章 【お問い合わせ】 与那原警察署 945-0110 障害のある方が同乗している車において、公安委員会が交付するステッカー(駐車禁止除外標章) を車の前面左側に掲示することで、駐車禁止の規制から除外されます。</p> <p>●福祉定期預金 【お問い合わせ】 各金融機関 障害年金や特別障害者手当等の受給者に対して、利息が通常より優遇される定期預金があります。</p>

